

令和 6 年 6 月 11 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

日本卸電力取引所の業務規程の変更の認可について 異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた、日本卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、異存はない旨回答しましたのでお知らせします。

1. 概要

今般、電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会第十六次中間とりまとめを踏まえ、再エネ指定のない非FIT非化石証書を含めた全ての非化石証書において「トラッキング」(環境価値の由来となる電源種や発電所所在地等の属性情報を明らかにすること)を行うこととなりました。

上記の実施に向けて、一般社団法人日本卸電力取引所の業務規程の一部をなす非化石価値取引会員規程及び非化石価値取引規程について、所用の整備を行う必要が生じたところ、本年6月3日付けで、日本卸電力取引所より経済産業大臣に対し、業務規程の変更認可申請が行われ、同年6月10日付けで経済産業大臣から当委員会へ意見聴取が行われました。

本日、当委員会は、日本卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、異存はない旨、経済産業大臣へ回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室長 東
担当者: 篠崎、頼
電話: 03-3501-1552(直通)